6 介護予防短期入所生活介護費

					注		注	注	注		注	注	注	注	注	注
		基本部分		夜勤を行う職 員の勤務条件 基準を満たさ ない場合	利用者の数及 び入所者の数 の合計数が入 所定員を超え る場合	介護・看護職 員の員数が基準に満たない 場合	常勤のユニット リーダーをユニット毎に配置してい ない等ユニットケ アにおける体制 が未整備である 場合	共生型介護予 防短期入所生 活介護を行う場 合	生活相談員配 置等加算	生活機能向上 連携加輝()	生活機能向上 連携加算()	機能訓練体制加算	個別機能制 練加輝	認知症行動: 心理症状緊急 対応加算	若年性認知 症利用者受 入加算	利用者に対し て送迎を行う 場合
	(1) 単独型介護予防短期	(一) 単独型介護予防短期入所 生活介護費() <従来型個室>	要支援1 (474 単位) 要支援2 (589 単位)													
イ 介護予防 短期入所生活	入所生活 介護費	(三) 単独型介護予防短期入所 生活介護費() <多床室>	要支援1 (474 単位) 要支援2 (589 単位)													
介護費 (1日につき)	(2) 併設型 介護予防短期	(一) 併設型介護予防短期入所 生活介護費() <従来型個室>	要支援1 (446 単位) 要支援2 (555 単位)					指定短期入 所事業所が行	1日につき							
	入所生活 介護費	(二) 併設型介護予防短期入所 生活介護費() <多床室>	要支援1 (446 単位) 要支援2 (555 単位)					う場合 ×92/100	+ 13単位	1月につき	1月につき + 200単位 ただし、個			1日につき		
	(1) 単独型 ユニット型	(一) 単独型ユニット型介護予防 短期入所生活介護費 <ユニット型個室>	要支援1 (555単位) 要支援2 (674単位)	× 97 / 100	×70/100	×70/100				+100単位 (3月に1回を 限度)	別機能訓練 加算を算定し ている場合 は、1月につき	1日につき +12単位	1日につき +56単位	+200単位 (7日間を限 度)	1日につき + 120単位	片道につき + 184単位
미 크드카型	介護予防短期 入所生活 介護費	(二) 経過的単独型ユニット型 介護予防短期入所生活介護費 <ユニット型個室的多床室>	要支援1 (555 単位) 要支援2 (674 単位)								+100単位					
介護予防 短期入所生活 介護費 (1日につき)	(2) 併設型	(一) 併設型ユニット型 介護予防短期入所生活介護費	要支援1 (523単位)				×97/100									
	ユニット型 介護予防短期 入所生活 介護費	<ユニット型個室> (二) 経過的併設型ユニット型 介護予防短期入所生活介護費	要支援2 (649 単位) 要支援1 (523 単位)													
		<ユニット型個室的多床室>	要支援2 (649 単位)]				
八 療養食加	Ж	(1回につき 8単位を加	ロ輝(1日に3回を限度))													
二 認知症専門	四ケア加質		日につき 3単位を加算)													
_ BOX47E-91	17 7 2000	(2) 認知症専門ケア加算() (1)	日につき 4単位を加算)													
			につき 22単位を加算)													
ホ サービス提	提供体制強化加算	(2) サービス提供体制強化加算((1日 (3) サービス提供体制強化加算(につき 18単位を加算)													
<u> </u>		1	, 日につき 6単位を加算)													
へ 介護職員	加温沙维加質	(1) 介護職員処遇改善加算()(1月につき + 月(2) 介護職員処遇改善加算()	所定単位×83/1000)	注 所定単位は、イカ 計	いらホまでにより算え	Eした単位数の合										
· // mx-44.52	~~~~	(3) 介護職員処遇改善加算()	所定単位×60/1000) 所定単位×33/1000)													
ト 介護職員等	等特定処遇改善加算	(1) 介護職員等特定処遇改善加 (1月につき + F (2) 介護職員等特定処遇改善加	新定単位×27/1000)	注 所定単位は、イカ 計	いらホまでにより算え	Eした単位数の合										
			所定単位×23/1000)	Na.												
チ 介護職員 支援加算	等ベースアップ等 「	(1月につき +)	所定単位×16/1000)	注 所定単位は、イカ 計	いらホまでにより輝業	官した単位数の合										

:「サービス提供体制強化加算」、「介護職員処遇改善加算」、「介護職員等特定処遇改善加算,及び「介護職員等ベースアップ等支援加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目

7 介護予防短期入所療養介護費

イ 介護老人保健施設における介護予防短期入所療養介護費

	&	本部分		夜勤を行う職員 の勤務条件基準 を満たさない場 合	注 利用者の数及び 人所者の数の合 計数が人所定員 を超える場合	医師、看護職 員、介護職員、 理学療法士、以員数 禁糖技士、以員数 が基準に満たな い場合	注 常勤のユニット リーダーをユニット 毎に配置していない等ユニット アにおける体制 が未整備である 場合	注 夜動職員配置 加算	注 個別リハビリテーション実施加算	注 認知症行動·心 理症状緊急対 応加算	注 若年性認知症 利用者受入加 算	在宅復帰·在宅 療養支援機能 加難()	在宅復帰・在宅 療養支援機能 加難()	注 利用者に対して 送迎を行う場合
	(一) 介護老人保健施設介護予防 短期人所像勢介護費()	a 介護老人保健施設介護 予防期期人所傳報介護費 (《保定報查》[基本型] b 介護老人保健施設介護 予防期期人所得到所護費 《保來型順查》[在宅衛化型] c 介護老人保健施設介護	要支援1 (577 単位) 要支援2 (721 単位) 要支援1 (619 単位) 要支援2 (762 単位) 要支援1 (610 単位)									1日につき +34単位 1日につき	1日につき +46単位	
		学的短期入所療教/運費() 《多床室 > 「基本学 第二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十	要支援2 (768 単位) 要支援1 (658 単位) 要支援2 (817 単位) 要支援1 (581 単位)	- - - - - - -					1日につき+240単位			+34単位	1日につき + 4 6単位	
(1) 介護老人保健施設 介護予防知期入所 病養介護費 (1日につき)	(二) 介護老人保健施設介護予防 知期人所需要介護費 <原製型老提·葡護職員を配置> (三) 介護老人保健施設介護予防		要支援2 (725 单位) 要支援1 (619 単位) 要支援2 (778 単位) 要支援1 (581 単位) 要支援2 (725 単位)	- - - - -										
	知期人所療教(護費() 《療教記老健:看護オンコール体制> (四) 介護老人保健施設介護予防	ト 「護老人保健施設介護 予防知期入所療養力護費() <多床至〉「接養型」 2 介護老人保健施設介護 予防知思入所護養「護費() そ従来型衝変シン	要支援1 (619 単位) 要支援2 (778 単位) 要支援1 (564 単位) 要支援2 (706 単位)	-										
	短期人所傳教/推薦 《特別/推薦人與維施设 介護予防知期人所療教介護費>	b 介護老人保健施設介護 予防短期入所療教介護費() 〈多床室 ュニット型介護老人保健施設介護 予防短期入所療教介護費() 〈ユニット型領域(基本型)	要支援1 (598 単位) 要支援2 (752 単位) 要支援1 (621 単位) 要支援2 (782 単位)	×97/100	×70/100	×70/100		1日につき + 24単位		1日につき + 200単位 (7日間を 限度)	1日につき + 120単位	1日につき +34単位		片道につき +184単位
	(一) ユニット型介護老人保健施設 介護予防短期人所療養介護費()	ユニッセの行業を人保証施設介護 予防知期人不振要け(推覧・) <ユニッ型領室>[在宅施化型] に 経過的ユニッ型介護を人保証施設介護 予防知期人不振奪り(護生) ベニュッ性産業の多床室(基本型) は 経過的ユニッナ型介護を人保証施設介護 4 経過的ユニッナ型介護を人保証施設介護	要支援1 (666 単位) 要支援2 (828 単位) 要支援1 (621 単位) 要支援2 (782 単位) 要支援1 (666 単位)	-								1日につき +34単位	1日につき + 46単位	
(2) ユニット型介護老人 保健施設介護予防 短期入所稼養介護費 (1日につき)	(二) ユニット型介護を人保健施設 介護予防知期、所務要介護費() <療養型を鍵・循環環角を配置>	予防知期人所揮教介護費() < ユニッ型回塞が定義() 3 ユニッ型回塞が乗換() 2 選手 予助知島人所機能人保健施設介護 予助知島人所機能人保健施設介護 「山田」の「一世の「一世の「一世の「一世の「一世の「一世の「一世の「一世の「一世の「一世	要支援2 (828 単位) 要支援1 (649 単位) 要支援2 (810 単位) 要支援1 (649 単位)				×97/100		1日につき + 240単位				1日につき + 46単位	
	(三) ユニット型介護を人保健施設 介護予防短期入所療養介護費() <療養型名徒・種語オンコール体制>	マユニッ型側室的多灰室 > [療養型] コニッツ型所著を人保健施設介護 予助知恩人所需要介護費 イニッツ型の重要 > [原養型] 経過的ユニッ型介護を人保健施設介護 予助知恩人所獲教介護費 マユニッ型型面が多灰室 > [療養型]	要支援2 (810 単位) 要支援1 (649 単位) 要支援2 (810 単位) 要支援1 (649 単位) 要支援2 (810 単位)	-										
	(四) ユニット型介護を人保健協設 介護予約知際人所保養介護費((ユニット型特別介護を人保健施設 介護予防知期人所保養介護費。	ユニット型の演奏・「成長型」 ユニット型の演奏・「成長型」 予防期期限別、所承養の遺費 ベーニット型の資金 予防期別、所係機の遺費 ベーニット型の資金 イニット型の資金 イニット型の資金 イニュール型の資金 イニュール型の変更の多年変	要支援2 (810 单位) 要支援1 (608 単位) 要支援2 (764 単位) 要支援1 (608 単位) 要支援2 (764 単位)	-										

注 特別療養費				
注 療養体制維持特別加算	(一)療養体制維持特別加 (二)療養体制維持特別加	(1日につ	き 27単位を加算)	
(3) 総合医学管理加算		(利用中に7日を限度に、1日につ	き 57単位を加算) き275単位を加算)	<u> </u>
(4) 療養食加算		(1回につき 8単位を加算)	1日に3回を限度))	
(5) 認知症専門ケア加算	(一)認知症専門ケア加算 (二)認知症専門ケア加算	(1BE	つき 3単位を加算) つき 4単位を加算)	
(6) 緊急時無投痛轉售	(一) 緊急時治療管理	療養型老健以外の場合 (1月に1回3日を限度に、1日につ 療養型老健の場合 (1月に1回3日を限度に、1日につ		
(V) MICHANIS COLOR	(二) 特定治療			
(7) サービス提供体制強化加算	(一) サービス提供体制(二) サービス提供体制(三) サービス提供体制	(1日につ 強化加算() (1日につ	き 22単位を加算) き 18単位を加算)	
	(一) 介護職員処遇改善		つき 6単位を加算)	注 所定単位は、(1)から(7)までにより算定した単位数の合計
(8) 介護職員処遇改善加算	(二) 介護職員処遇改善(三) 介護職員処遇改善	加算() (1月につき +所定)	単位×29/1000)	
(9) 介護職員等特定処遇改善加算	(一) 介護職員等特定処(二) 介護職員等特定処	遇改善加算() (1月につき +所定)	単位×21/1000)	注 所定単位は、(1)から(7)までにより算定した単位数の合計
(10) 介護職員等ペースアップ等支援加算				注 所定単位は、(1)から(7)までにより算定した単位数の合計

ロ 療養病床を有する病院における介護予防短期入所療養介護費

		基本部分		複動を行う職員の動務条件 基準を満たさ ない場合	利用者の数及 び入院患者のが 数の応患者のが 人院患者の定 最を超える場 合	看護・介護職 員の員数が基準に満たない 場合 又は	注 種膜師が基準 に定められた 看膜職員の員 数に20/100を 対に20/100を 大調の場合	解地の医師様 保計画で、医師は たもので、基準に の数が名れた医 節の月のを果じ での得た数余 である場合	僻地の医師確保を開出 にも所の数がられ にを断に医師のと でを に を が り り り り り り し り り り し り し り し り し り し	注 常勤のユニット リーダーを記 ニット号にお問題 していなり等ユ ニットケアがま ける体である場 合	注 脚下幅が設備 基準を満たさ ない場合	注 医師の配置に ついて医療法 続行規則定が 適用されてい る場合	注 複動を行う職 員の動務条件 の区分による 加算	注 認知症行動・ 心理症状緊急 対応加算	注 若年性認知症 利用者受人加 算	注 利用者に対し て送迎を行う 場合
(1) 無知者權等等的 可以 可以 可以 可以 (1) 日 (1) 日 (1) 日 (2) 日 (3) 日 (4)	一 原於南藤	助議機能以下介護予防短期人所像較 (不健康型 (1) 第2	要支援: (526 単位) 要支援: (672 単位) 要支援: (564 単位) 要支援: (751 単位) 要支援: (764 単位) 要支援: (772 単位) 要支援: (544 単位) 要支援: (544 単位) 要支援: (547 単位)	- 25等位	*79/100	×70/100	×90/100	ではたが成功 (本) である (本) であ	で (情と (地本) (場下 (你沒像看這一個 你沒像看這一個 你就像了。 2.3	-12#@	市場	- 日 につき は 1 日 につき は 1 日 につき 日 につき 日 につき 日 間 (権) 日 「 権)	1日につき * 120単位	が が は が は を を の の の の の の の の の の の の の
13 エー・ 日 原原	が自然を	《東東衛展》	要支援2 (681 単位) 要支援1 (619 単位) 要支援2 (761 単位) 要支援2 (779 単位) 更支援2 (779 単位) 更支援2 (779 単位) 更支援2 (779 単位)			×70/100	×90/100		×90/100	×977100						
(1) 参考也加算 (5) 参考也加算 (6) 部が店 何行・7加算 (7) 特定が参复 (1) サービス提供体 (1) ウ が課業を述る (1) 介護職員等格 (11) 介護職員等格	を選加算 定処遇改善加算 一スアップ等	「	+所定単位×15/1000 +所定単位×11/1000 +所定単位×5/1000	注 所定単位は、 正 所定単位は 正 手 所定単位は	(1)から(8)まで (1)から(8)まで		数の合計	- 支給関政制領	連の対象外の育富	它将同					_	

医師の人員配置減算を適用する場合には、医師経過措置減算を適用しない。 夜勤勤務条件減算を適用する場合には、夜間勤務等看護加算を適用しない。

八 診療所における介護予防短期入所療養介護費

				基本部分		注 利用者の数及び入院患者の数の合計数が入院患者の定員を超える場合	注 常勤のユニット リーダーをユニット毎に配置して いない等ユニット ケアにおける体 制が未整備であ る場合	注 廊下幅が設備 基準を満たさな い場合	注 食堂を有しない 場合	注 認知症行動·心 理症状緊急対 応加算	注 若年性認知症 利用者受入加 算	注 利用者に対して 送迎を行う場合
				a 診療所介護予防短期 入所療養介護費() <従来型個室> b 診療所介護予防短期 入所療養介護費() <療養機能強化型A>	要支援1 (519 単位) 要支援2 (652 単位) 要支援1 (547 単位) 要支援2 (679 単位)		§-⁄90□					
(4)	the cr	1	介護予防短期 入所療養 介護費()	<従来型個室> c 診療所介護予防短期 入所療管介護費() 〈療養機能強化型B> 〈従来型個室> d 診療所介護予防短期	要支援2 (670 単位) 要支援2 (670 単位) 要支援1 (577 単位)							
(1)	診療所 介護予防短期 入所療養 介護費 (1日につき)		看護<6:1> 介護<6:1>	入所療養介護費() <多床室> e 診療所介護予防短期 入所療養介護費() <療養機能強化型A> <多床室> f 診療所介護予防短期	要支援2 (731 単位) 要支援1 (610 単位) 要支援2 (764 単位)							
		1	診療所 介護予防短期 入所療養 介護費()	入所療養介護費() <療養機能如化型B> <多床室> a 診療所介護予防短期 入所療養介護費() <従来型個室>	要支援1 (599 単位) 要支援2 (753 単位) 要支援1 (461 単位) 要支援2 (576 単位)	×70/100		診療所設備基準減算	- 25単位	1日につき +200単位	1日につき	片道につき
		(-)	看護·介護 <3∶1>	b 診療所介護予防短期 入所療養介護費() <多床室> 「介護予防短期	要支援1 (526 単位) 要支援2 (664 単位) 要支援1 (603 単位)	2707100		- 60単位	23+16	(7日間を限度)	+ 1 2 0 単位	+ 184単位
		(二)	<ユニット型個室 ユニット型診療所 入所療養介護費 <療養機能強化: <ユニット型個室	> f介護予防短期 f() 型A>	要支援2 (759 単位) 要支援1 (630 単位) 要支援2 (787 単位)							
(2)	ユニット型 診療所介護 予防短期入所 療養介護費 (1日につき)	(四) 編	入所療養介護費 <療養機能強化 <ユニット型個室	【() 型 B > > 型診療所介護予防短期 【()	要支援1 (621単位) 要支援2 (777単位) 要支援1 (603単位) 要支援2 (759単位)		×97/100					
		(五) 編	経過的ユニット型 入所療養介護費 <療養機能強化: <ユニット型個室	型診療所介護予防短期 {() 型A> 的多床室> 型診療所介護予防短期	要支援1 (630 単位) 要支援2 (787 単位) 要支援1 (621 単位)							
(3)	療養食加算	<	<療養機能強化: <ユニット型個室	型B> 的多床室>	要支援2 (777 単位) 位を加算(1日に3回を限度))							
(4)	認知症専門ケア	加算		(一)認知症専門ケア加算((二)認知症専門ケア加算() (1日につき 3単位を加算)) (1日につき 4単位を加算)							
(5)	特定診療費											
(6)	サービス提供体	制強化加	川昇	(一) サービス提供体制強化 (二) サービス提供体制強化 (三) サービス提供体制強化	(1日につき 22単位を加算) 加算() (1日につき 18単位を加算)							
(7)	介護職員処遇改	《善加算		(一) 介護職員処遇改善加 (1月につき (二) 介護職員処遇改善加	(1日につき 6単位を加算) 草() : +所定単位×26/1000) 草() : +所定単位×19/1000)	注 所定単位は、(1)から(6)までにより算	算定した単位数の台	計			
(8)	介護職員等特定	2処遇改	香加算	(一) 介護職員等特定処遇 (1月につき (二) 介護職員等特定処遇	+ 所定単位×15/1000)	注 所定単位は、(1)から(6)までにより算	草定した単位数の台	計			
(9)	介護職員等ベー	スアップ	プ等支援加算	(1月につ	き + 所定単位×5 / 1000)	注 所定単位は、(1)から(6)までにより	章定した単位数の台	計			
<u> </u>		: 「特	肯定診療費」、「	ナービス提供体制強化加算」、	「介護職員処遇改善加算」、「ク	〉 護職員等特定処立	遇改善加算』及び「	↑護職員等ベース	アップ等支援加算」	は、支給限度額管理	里の対象外の算定	頃目

ニ 老人性認知症疾患療養病棟を有する病院における介護予防短期入所療養介護費

							注				注	注
			基本部分		利用者の数及び 入院患者の数の 合計数が同じます。 合計数が見 者の定員を超え る場合	看護・介護職員 の員数が基準に 満たない場合 又は	看護師が基準に 定められた看護 職員の員数に 20/100を乗じ て得た数未満の は 場合	₽	僻地の医師確保 計画を届出たも ので、医師の数 が基準に節の負数 れた医師の負数 に60/100を乗じ て得た数未満で ある場合	解地の医師社もの医師社もの以外が基準的で、準にかいが基準的ののあれた医師で、からいた医療ののあいたのでは、最近である。 は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、	常勤のユニットリー ダーをユニット毎に 配置していない等 ユニットケアにおけ る体制が未整備で ある場合	利用者に対して送迎を行う場合
		(一) 認知症疾患	a 認知症疾患型介護予防短期	要支援1 (831 単位)								
	大学病	型介護予防短期 入所療養	入所療養介護費() <従来型個室>	要支援2 (997 単位)		70 (100	00//00			00/400		
	病院	介護費() 看護 < 3:1 >	b 認知症疾患型介護予防短期 入所療養介護費()	要支援1 (941 単位)		×70/100	×90/100			×90/100		
		介護<6:1>	<多床室>	要支援2 (1,099 単位)								
		(二) 認知症疾患	a 認知症疾患型介護予防短期 入所療養介護費()	要支援1 (767 単位)								
		型介護予防短期 入所療養 介護費()	<従来型個室>	要支援2 (941 単位)								
		看護 < 4:1 >	b 認知症疾患型介護予防短期 入所療養介護費()	要支援1 (826 単位)								
		介護 < 4:1 >	<多床室>	要支援2 (1,021 単位)								
(1) 認知症		(三) 認知症疾患	a 認知症疾患型介護予防短期 入所療養介護費()	要支援1 (745 単位)								
疾患型介護 予防短期		型介護予防短期 入所療養 介護費()	<従来型個室>	要支援2 (912 単位)								
入所療養 介護費 (1日につき)		看護 < 4:1 > 介護 < 5:1 >	b 認知症疾患型介護予防短期 入所療養介護費()	要支援1 (804 単位)								
	般病	71132 - 0.11	<多床室>	要支援2 (994 単位)				7				
	院	(四) 認知症疾患 型介護予防短期	a 認知症疾患型介護予防短期 入所療養介護費()	要支援1 (732 単位)								
		全月接了的短期 入所療養 介護費()	<従来型個室>	要支援2 (896 単位)								
		看護 < 4:1 > 介護 < 6:1 >	b 認知症疾患型介護予防短期 入所療養介護費()	要支援1 (791 単位)								
			<多床室>	要支援2 (977 単位)	×70/100				- 12単位			片道につき +184単位
		(五) 認知症疾患	a 認知症疾患型介護予防短期 入所療養介護費()	要支援1 (671単位)								101412
		型介護予防短期 入所療養 介護費()	<従来型個室>	要支援2 (835 単位)								
		経過措置型	b 認知症疾患型介護予防短期 入所療養介護費()	要支援1 (780 単位)								
			<多床室>	要支援2 (940 単位)								
(2) 認知症	(-) 認知症疾患型経過型 介護予防短期入所療物 <従来型個室>	養介護費()	要支援1 (577 単位)								
疾患型経過 型介護予防 短期入所	_	、此不主國王。		要支援2 (742 単位)		×70/100	×90/100			× 9 0 / 1 0 0		
療養介護費 (1日につき)	(=) 認知症疾患型経過型 介護予防短期入所療物 <多床室>	養介護費()	要支援1 (637 単位)								
		2 711-22	a ユニット型認知症疾患型	要支援2 (822 単位)								
	*	(一) ユニット型	介護予防短期入所療養 介護費	要支援1 (961 単位) 要支援2 (1,120 単位)								
	学病	認知症疾患型 介護予防短期 入所療養	<コニット型個室> b 経過的ユニット型認知症疾患型									
(3) ユニット 型認知症 疾患型介護	院	介護費()	介護予防短期入所療養 介護費 <コニット型個室的多床室>	要支援1 (961 単位) 要支援2 (1,120 単位)								
予防短期 入所療養	H		a ユニット型認知症疾患型	要支援1 (851 単位)							× 97 / 100	
介護費 (1日につき)	_	(二) ユニット型 認知症疾患型	介護予防短期入所療養 介護費 < ユニット型個室 >	要支援2 (1,048 単位)	`							
	般病院	介護予防短期	b 経過的ユニット型認知症疾患型 介護予防短期入所療養	要支援1 (851 単位)								
			介護費 <ユニット型個室的多床室>	要支援2 (1,048 単位)								

(4)	療養食加算	(1回につき 8単位を加算(1日に3回を限度))	
(5)	特定診療費		
(6)	サービス提供体制強化加算	(一) サービス提供体制強化加算() (1日につき 22単位を加算) (二) サービス提供体制強化加算() (1日につき 18単位を加算) (三) サービス提供体制強化加算() (1日につき 6単位を加算)	
(7)	介護職員処遇改善加算	 (一) 介護職員処遇改善加算() (1月につき + 所定単位×26/1000) (二) 介護職員処遇改善加算() (1月につき + 所定単位×19/1000) (三) 介護職員処遇改善加算() (1月につき + 所定単位×10/1000) 	注 所定単位は、(1)から(6)までにより算定した単位数の 合計
(8)	介護職員等特定処遇改善加算	(一) 介護職員等特定処遇改善加算() (1月につき + 所定単位×15/1000)(二) 介護職員等特定処遇改善加算() (1月につき + 所定単位×11/1000)	注 所定単位は、(1)から(6)までにより算定した単位数の 合計
(9)	介護職員等ベースアップ等支援加算	(1月につき +所定単位×5/1000)	注 所定単位は、(1)から(6)までにより算定した単位数の 合計

: 「特定診療費」、「サービス提供体制強化加算」、「介護職員処遇改善加算」、「介護職員等特定処遇改善加算」及び「介護職員等ベースアップ等支援加算」は、 支給限度額管理の対象外の算定項目

ホ 介護医療院における介護予防短期入所療養介護費

		基本部分		夜勤を行う職 員の勤務条件 基準を満たさ ない場合	利用者の数及数人の合計数と同様の対象を対象を関える場合	医師・乗削 乗削 長の 長の 長の 長数ない場 又は	看護師が基準 に定められた 看護職員の員 数に20/100 又を乗じて得た は 数未満の場合	常勤のユニットリーダーをユニット等に配置 レモリない等したことがアアにおける体制が 未整備である 場合	療養環境の基準原下」を適 たさない場合	療養環境の基準(療養室)を 満たさないは 合	夜勤を行う職員の勤務条件 に関する場合 の区分による 加算	認知症行動・ 心理症状緊急 対応加算	若年性級知能 利用會受入加 算	利用者に て送迎を 場合
	(一) 型介護 医療院介護 予防班級所 療教介護費 ()]	a 整介護医療院介護予防短期人所 療養介護費() 《従来型損室> b 整介護医療院介護予防短期人所 療養介護費()	要支援1 (590 単位) 要支援2 (726 単位) 要支援1 (652 単位) 要支援2 (810 単位)											
〕型介護 医療院外側 予防斑解 療費介護費 (1日につき)	(二) 型介護 医療院介護 予防短期人所 療教介護費 ()	a 整介護医療於介護予防知期入所 療養介護費() 《提惠伽室》 整介護医療院介護予防短期入所 療養介護費() 《多族室》	要支援1 (579 単位) 要支援2 (716 単位) 要支援1 (640 単位) 要支援2 (798 単位)	-										
	(三) 型介護 医療院介護 予防犯人所 療養介護費 ()	a 型介護医療院介護予防短期入所 療養介護費() < 從來型衛荃> b 型介護医療院介護予防短期入所 療養介護費() < 多床签 > >	要支援1 (563 単位) 要支援2 (700 単位) 要支援1 (623 単位) 要支援2 (781 単位)				×90/10							
	(一) 型介護 医療院介護 予防班頭入所 療教介護費 ()	a 型介護医療院介護予防短期入所 療養介護費() 《従来型衛至〉 b 型介護医療院介護予防短期入所 療養介護費() 《多床至》	要支援1 (562 単位) 要支援2 (688 単位) 要支援1 (624 単位)											
」型介護 医療院介護 子防短期護 子所可護 (1日につき)	(二) 型介護 医療院介護 予防短期人所 療験介 ()	a 型介護医療抗介護予防短期入所 療養介護費() 《從未型衛星》 b 型介護費() 族費介護費()	要支援2 (771 単位) 要支援1 (546 単位) 要支援2 (671 単位) 要支援1 (608 単位)											
	(三) 型介護 医療院介護 予務班線費 ()	《多床室》 a 整介護医療院介護予防短期入所 療養介護費() 《従来整期室》 b 整介護医療院介護予防短期入所 療養介護費()	要支援2 (755 単位) 要支援1 (535 単位) 要支援2 (660 単位) 要支援1 (597 単位)											
	(一) 型物別 介護医療院 行護予所 經費介護費	<多床室> a 型特別介護医療院介護予防短期人所 療養介護賃() <従来型留室> 型特別介護医療院介護予防短期人所 療養介護賃()	要支援2 (744 単位) 要支援1 (536 単位) 要支援2 (665 単位) 要支援1 (593 単位)	- 25単位	×70/10	×70/10	×90/10		- 25単位	- 25単位	夜間動務等 看護() +23単位 夜間動務等 看護() +14単位 夜間動務等	1日につき + 200単位 (7日間を	1日につき + 120単位	片道! + 13
特別介護 医療院介護 予防費介護 所 所介護 (1日につき)	(二) 型特別 介護護等 介護護予 知 競 教 介護	本 多床室 >	要支援2 (743 単位) 要支援1 (510 単位) 要支援2 (629 単位) 要支援1 (569 単位)								看護() +14単位 夜間動務等 看護() +7単位	限度)		
	(一) ユニット型 型介護 医療院介護 予防短額 ()	a ユニッ型 型介護医療院介護予防 短期人所療養介護費 <ユニッ型調査> b 超過のユニッ型 型介護医療院介護予 防 短期人所療養介護費	要支援2 (709 単位) 要支援1 (673 単位) 要支援2 (834 単位) 要支援1 (673 単位)											
) ユニット型 型介別機 医療所知期機 子所知期機費 (1日につき)	(二) ユニット型 型介護 医療院介護 医療院介護予 短期人所嫌勢 介護費(一)		要支援2 (834 単位) 要支援1 (663 単位) 要支援2 (824 単位) 要支援1 (663 単位)				×90/10							
] ユニット型 型介決 医療班所 関係 関係 関係 関係 関係 関係 関係 関係 関係 関係 関係 関係 関係	(一) ユニット型 型 療験介護費 <ユニット型係	短期人所像模//進度 〈二二小型帽室的多床室〉	要支援2 (824 単位) 要支援1 (688 単位) 要支援2 (838 単位)					×97/10						
予砂畑州人所 療養 (1日につき)	(二) 経過的ユニット 療養介護費 <ユニット型係	型 整介護医療院介護予防短期入所 商室的多床室 > a ユニッ型 型特別介護医療疾介護予防	要支援1 (688 単位) 要支援2 (838 単位) 要支援1 (630 単位)					U						
] ユニット型 特別外外介護 医療別入所療 短期別 介育護費 (日につき)	(一) ユニット型 型特別介護 医療院介護 予防短期人所 療養介護費	ユニッ型 型材別介護機(無除介護予防 以限人所権分(計算) スニット型領査 超過のユーン型 型特別介護医療院 介護予防短期人所権役(計算) スニット型 型特別介護医療院 コニット型 型特別介護医療院介護予防 コニット型 型特別介護医療院介護予防	要支援2 (782 単位) 要支援1 (630 単位) 要支援2 (782 単位) 要支援1 (656 単位)				×90/10							
(14608)	(二) ユニッ型 型物力介護 型物力介護 予防短期入護 予防短期 療養介護費	短期人所療験/護費 < ユニッ型領策 b 結婚的ユニッ型 型特別介護医療院 介護予防短期人所療験/介護度 < ユニッ型 型等の多体室>	要支援2 (797 単位) 要支援1 (656 単位) 要支援2 (797 単位)											
 療養食加算 緊急時施設診者 認知症専門ケア 		イ 繁急時治療管理 (1月に1回3日を限度に、 ロ 特定治療 (一)認知症専門ケア加算()	を加算(1日に3回を限度)) 1日につき518単位を算定) (1日につき 3単位を加算)											
0) 特別診療費 ((2)	(一) サービス提供体制強化加算() (二) ザービス提供体制強化加算() (三) ザービス提供体制強化加算() (三) サービス提供体制強化加算()	(1日につき 4単位を加算) 1日につき 22単位を加算) 1日につき 18単位を加算)											
2) 介護職員処遇		(一) 介護職員処遇改善加算(一) (1月につき (二) 介護職員処遇改善加算(一) (三) 介護職員処遇改善加算(一) (月につき (一) 介護職員等特定犯違改善加算(一) (月につき	(1日につき 6単位を加算) + 所定単位×26/1000) + 所定単位×19/1000) + 所定単位×10/1000) + 所定単位×15/1000)	注 所定単位は、(単位数の合計		でにより算定した								
13) 介護職員等特 (4) 介護職員等ペ 支援加算		(二) 介護職員等特定処遇改善加算() (1月につき	+ 所定単位×11/1000) + 所定単位×11/1000) + 所定単位×5/1000)	jl		でにより算定した								

・「新急時施設診療費」、特別診療費、「サービス提供体等強化加算、「介護職員処遇改善加算、「介護職員等特定処遇改善加算、及び「介護職員等ベースアップ等支援加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目

夜勤勤務条件減算を適用する場合には、夜間勤務等看護加算を適用しない。 (3)及び(6)を適用する場合には、(2)を適用しない。

8 介護予防特定施設入居者生活介護費

			注	注	注		注		ž	注	注	注	注	注	注	注
	基本部分		看護・介護職員 の員数が基準に 満たない場合	介護職員の員数 が基準に満たな い場合	身体拘束廃止未 実施減算	生活機能向上連 携加算()	生活機能向上連 携加算()	個別機能訓練 加算()	個別機能訓練 加算()	若年性認知症人 居者受入加算	医療機関連携加算	口腔衛生管理体 制加算	口腔・栄養スク リーニング加算	科学的介護推進 体制加算	障害者等支援加 算	委託先である指定介護予防サービス事業者により介護予防サービスが 行われる場合
イ 介護予防特定	室施設入居省生活介護費	要支援1 (182 単位)	×70/100		- 18単位	1月につき + 100単位	1月につき +200単位 ただし、個別機 能訓練加算を算	18108	1月I:08	1Bc28	1月につき +80単位	1月につき +30単位	1回につき+20単位	1月につき		
(1日につき)		要支援2 (311 単位)			- 31単位	(3月に1回を限度)	定している場合 は、1月につき+ 100単位	+ 12単位	+ 20単位	+120単位	+80単位	+30単位	(6月に1間を 限度)	+40単位		
ロ 外部サービス	利用型介護予防特定施設人匿客生	活介護費														·福定加州/福 ·加州/阿爾亞の胡明/福伊/伊史とれた者 1,057年位 ·加州/阿爾亞の胡明/福伊/伊史とれた者 2,115年位 ·加州/阿爾亞の加州/西伊/伊史/伊京 (東京県)である新山南山, 3,355年位 ·漫文庫 1,306年位 ·愛文庫 1,306年位 ·愛文庫 2,308年位
		(1日につき 56単位)		×70/100											1日につき + 20単位	・分選予的助用系及が介護予約過所系サービス 現在の負サービスを基別のの開催の日 されて 最初の負サービスを基別の可能の日 されて 同と、未被で悪、口腔機能向上にの加算が可能 ・介護予約過程用異常りと同様 たたし、基本部分の含むく介護予助サービスの区分交給限度基準 を表現しません。
	(1) 認知	症専門ケア加算()]													でのほとする。 助問介護をサービスについては、「指定助問介護」によるもの、 総合事業・指定第一号助問事業」によるもの、がある。 通介方護サービスについては、「指定通介所護」によるもの。 「総合事業(「指定第一号適所事業」」によるもの。がある。
ハ 認知症専門: (イを算定する	5場合のみ算定) (2) 認知	(1日につき 3単位を加算) 1症専門ケア加算() (1日につき 4単位を加算) ビス提供体制強化加算()														
ニ サービス提供	(2) サー	(1日につき 22単位を加算) ビス提供体制強化加算() (1日につき 18単位を加算) ビス提供体制強化加算() (1日につき 6単位を加算)														
亦 介護職員 処遇改善 加算	(2) 介護職員処遇改善加算((1月につ (3) 介護職員処遇改善加算(き +所定単位×82/1000) き +所定単位×60/1000) き +所定単位×33/1000)	注所定単位は、イか	6二までにより算定し	た単位数の合計											
へ 介護職員等 特定処遇 改善加算	(2) 介護職員等特定処遇改善加	き +所定単位×18/1000)	注所定単位は、イか	6二までにより算定し	た単位数の合計											

限度額 要支援1 5,032単位 要支援2 10,531単位

9 介護予防福祉用具貸与費

基本	部分	注 特別地域介護予防福祉用真資与 加算	注 中山間地域等における小規模 事業所加算	注 中山関地域等に居住する者へのサービス提供加算
介護予防福祉用展算与費 (現に加工/諸子/防衛社用展算与に要 支援内の動きも影響所の所在地に適 用される!無位の準備で除して得た単位 数)	単19年 単項配合 計項配合 計項配合 計算配合 計算配合 計算配合 対理配合 が可定 が可能 が可能 が可能 が可能 が可能 が可能 が可能 が可能	て得た単位数を加算 (個々の用具ごとに貸与費の	を競を事業所の所任地に適用される「 単位の単価で除して得た単位数を加 算	交通費に相当する額の1/3に相当する額を開発があった。 会額を募集がの所でおに適用できる。 を認定の事態で同じ、 (間での開発にに関う費の 1/3を報度)

: 特別地域が指手が期後が用貨与加算。(中山間地域等における小規模事業所加算。及び「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」は、支給限度額種理の対象かとなる算定項目 要支援「又は要支援」の者については、車いす、車いす付賞品、特殊寝台、特殊寝台付賞品、圧すれ防止用具、体位受換器、脚如症老人将根部知機器、移動用リフト、自動物活地環状質を算定しない。(ただい、別に原生労働大臣が定める状態にある者を除く。)